

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき公告する。

令和5年5月11日

静岡県知事 川勝平太

1 取消年月日

令和5年5月11日

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	建設業の種類
村田組	村田 泰彦	静岡県静岡市葵区足久保口組 96-56	(般-30)第 32808 号	とび・土工、解体